

相模原市墓地の設置場所に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の都市計画マスタープランの基本理念に則し、墓地の設置場所の基準を定めることにより、秩序ある墓地の整備を図り、もって市民生活における良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の例による。

(設置場所の基準)

第3条 墓地を設置しようとする者は、本市域において、次の各号のいずれかに該当する区域又は地区に墓地を設置しないものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域
- (2) 都市計画法第8条に規定する用途地域が定められている区域
- (3) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域
- (4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項に規定する保安林
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (7) 平成22年神奈川県告示第193号の相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針3(1)⑤エにおいて計画的市街地整備を予定している区域(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の規定は適用しない。

- (1) 前条の区域又は地区内にある既存墓地
- (2) 前条の区域又は地区内にある既存墓地の拡張
- (3) 市内に事務所を有する宗教法人がその境内地又はその隣接地に新設する墓地(その他)

第5条 この要綱の施行に関しては、関係する部、課、機関等が共同して事務処理を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。